

佐賀県告示第六十五号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)
第八条第一項の規定により、平成二十二年度木材業者の登録事項を次のとおり
変更した。

平成二十三年三月八日

佐賀県知事 古 川 康

木材業者					
登録 番号	登録 年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木唐 第13号	平成23年 2月28日	変更前	多久市西多久町大字板屋11840番地1	田久保林業	田久保 勝良
		変更後	〃	友田林業	友田 勝良